

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社エレパ	代表者氏名	上田 哲也
主たる営業所の所在地	高知市南御座 2 - 12		
許可番号	—	許可を受けている建設業の種類	—

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 7 年 10 月 2 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項（同条第 2 項第 2 号該当）		
処分の内容（営業停止命令）			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち公共工事以外の建設工事 （注 1） 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事（29 業種）を請け負う営業をいう。 （注 2） 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
2 期間 令和 7 年 10 月 16 日から 10 月 18 日までの 3 日間			
処分の原因となった事実	無許可営業		
株式会社エレパは、民間発注の工事において、建設業法第 3 条第 1 項の規定に違反して、同項の許可を受けずに、その請負金額が建設業法施行令第 1 条の 2 第 1 項に定める金額以上となる建設工事を請け負った。			
その他参考となる事項	—		